

公益財団法人小矢部市スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人小矢部市スポーツ協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県小矢部市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツを普及振興し、市民の健康増進と体力の向上を図ると共に明朗闊達なスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の体力向上を図るための調査研究と啓発に関すること。
- (2) 各種スポーツ行事の企画・運営に関すること。
- (3) スポーツ団体の育成強化と相互の連絡に関すること。
- (4) スポーツ指導者の養成と研修に関すること。
- (5) 競技力の向上を図る施策に関すること。
- (6) 小矢部市及び富山県スポーツ協会との連絡に関すること。
- (7) スポーツ少年団体の育成指導に関すること。
- (8) スポーツ功労者の表彰に関すること。
- (9) スポーツ施設の管理運営及び用具の管理に関すること。
- (10) その他この法人の目的達成のために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は、小矢部市及び富山県内のその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理及び処分)

第6条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れるなど、確かな方法で保管しなければならない。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項に規定した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 この法人は、第1項第3号に掲げる貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 削除

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第11条 次にかかげる団体で、この法人の目的に賛同するものは、理事会において過半数の同意を得て、加盟団体となることができる。

(1) 小矢部市内を統括する各スポーツ団体（競技団体）

(2) 小矢部市内各地区を統括する体育振興団体（地区体育協会等）

(3) 小矢部市内を統括する学校体育団体

(4) 小矢部市内を統括するスポーツ少年団体

(5) 小矢部市内を統括する職場体育団体

(6) その他小矢部市内を統括する体育推進団体

(脱退等)

第12条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付し脱会届を提出し、理

事会において過半数の同意を得なければならない。

- 2 会長は、加盟団体が第 11 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の承認を経てこれを除名することができる。

第 5 章 評 議 員

(評 議 員)

第 13 条 この法人に評議員 30 名以上 50 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次にイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任 期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第20条第1項に規定する理事会において定めるものとし、前2条の規定は適用しない。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその評議員会において選任された議事録署名人の2名以上が記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項に規定する会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、現在の理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊な関係がある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が現在の評議員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員は、監事及びその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の数は、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与の選任)

第33条 この法人に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問はこの法人に功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は理事会の推薦を得たものを会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は無報酬とする。

(顧問・参与の職務)

第34条 顧問及び参与は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

- 2 参与は、評議員会に出席し意見を述べることはできるが、決議には参加できない。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他会長の付議した事項

(開催)

第37条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき

(召 集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長が欠けるとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 14 条についても適用する。

(解 散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 専門部(会)及び事務局

(専門部(会))

第 49 条 この法人の事業を遂行するために必要な専門部(会)を設けることができる。

2 専門部(会)の名称、目的、組織及び運営その他の必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第 50 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経た規程で定める。

2 事務局には必要に応じて職員を置く。職員は、会長が任免する。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の会長を山本隆夫、専務理事を松本壽夫とする。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。